

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	中央卸売市場	
許 認 可 等 名	通常の卸売開始時刻以前の卸売の許可	
根 拠 法 令	徳島市中央卸売市場業務条例	
根 拠 条 項	第39条第1項	
連 絡 先	(電話 628 - 2759)	
審 査 基 準	<p>(通常の卸売開始の時刻以前の卸売の禁止)</p> <p>第39条 卸売業者は、第35条第1項に規定する別表第1及び別表第2(市長が別に定める割合に相当する部分に限る。)に掲げる物品については、通常の卸売開始の時刻以前(せり売又は入札開始時刻以前)に卸売をしてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合において、市長が市場の仲卸業者又は売買参加者の買受けを不当に差別することとならないと認めて許可したときは、この限りでない。</p> <p>(1) 市民の需要に應ずるため支障がない場合において、開設区域外の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて市場の卸売業者又は仲卸業者からの卸売又は販売の方法以外の方法によっては当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を、当該卸売市場の卸売業者又はその者に出荷する市場の仲卸業者に対して卸売をするとき。</p> <p>(2) 卸売業者と仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合</p> <p>(3) 緊急に出航する船舶に生鮮食料品等を供給する必要があるためその他やむを得ない理由により卸売をする場合</p> <p>2 前項第1号及び第3号の規定により卸売をした物品の価格は、当日における同種物品の当該市場における卸売価格とするものとする。</p> <p>通常の卸売開始時刻以前の卸売の許可に係る審査基準については、上記の他、別紙「通常の卸売開始の時刻以前の卸売取扱要領」のとおり。</p>	
	参 考 事 項	通常の卸売開始の時刻以前の卸売取扱要領
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間</p> <p>総日数 3日(休日を除く)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)

審査基準

基準

* 通常の卸売開始時刻以前卸売許可申請書は，別紙様式第24号とする。